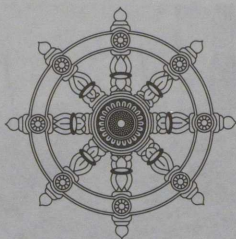


1961年1月16日第3種郵便物認可 1996年10月1日 第422号(毎月1回1日発行1部50円)

(加盟団体関係者の購読料については、負担金に含まれている。)



全 仏

仏曆2539年10月
(1996年)

NO. 422



WFB(世界仏教徒連盟)執行委員会 (関連記事8頁)

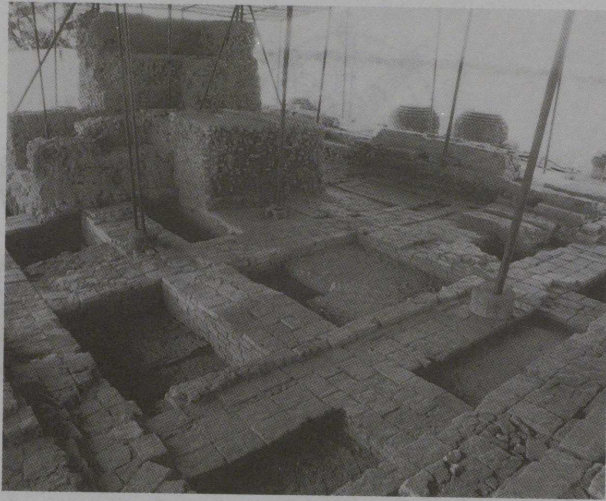
財団 法人 全日本仏教会

JAPAN BUDDHIST FEDERATION

ルンビニー園

マヤ堂復元のための

折衝はじまる



マヤ堂考古学調査発掘現場。方形空間（チャンバー）とマヤ堂内陣部分（後方小高くなっている部分）の中央部地表面下約一メートルよりアシヨカ王が釈尊生誕の場所を示すために置かれたといわれている「石」を発見。

去る八月二十六日より四日間にわたり、ルンビニー委員（企画・折衝担当）川島宏之、国際文化部長吉橋勝寛、同次長深澤照生の三名が、カトマンズに於いてLDT関係者と会議を行った。

今回の目的は、本会とLDTが調印した協定書（アグリーメント）にしたがって一九九二年より本会が派遣した考古学者上坂悟氏が行った考古学調査が、釈尊生誕の場所を示すと思われる「石」を発見する等、多大の成果を挙げて終了したので、本来の目的であるマヤ堂復元の具体的方法について意見を交換するためであった。

まずLDT委員長（スポーツ文化大臣）バル・バハドールK・C氏を表敬訪問した。次にLDT、考古局、仏教会、建築家、大学教授など二十六名の各界の代表者と実務者会議を四時間半にわたって行った。

本会は、基本方針として、
①復元作業は協定書にしたがって行う。

②「石」をふくめ発掘された遺跡は保護のため埋め戻す。「石」は見せることが望ましいかもしれないが、盗難などの恐れがあるので埋め戻すのが良い。

③基壇はもとの位置と大きさ（21×26メートル）に復元する。これによって遺跡は完全に保護される。

④基壇上にマヤ堂を復元する。ただし、調査からは復元されるマヤ堂のデザインやスタイルが提供されなかったので、例えばアシヨカ王（BC三世紀）の時代に近い時代に建立されたサンチのストウーパが参考となる。

⑤仮堂のマヤ夫人像は、復元されるマヤ堂の本尊としてまつる。

これに対し、LDT側からは具体的かつ実行可能な意見や対話はなく、結局、三ヶ月以内に今後の方針をまとめて本会に提言することを約束した。本会もこれに対し具体的な方針を示すことにした。

全体的にLDT側は、協定書を無視して遺跡を見せることが観光の目玉だとの空気が極めて強かった。本会は協定書を示しながら、復元されるマヤ堂に期待すべきことを協定した。今後も辛抱づよい折衝が行わなければならない。

全 仏

第二回中韓日仏教友好交流会議ソウル大会が、九月九日より九月十二日までの日程で韓国ソウルにて開催された。

この会議は中国仏教会会長、趙樸初師の東アジア仏教の「黄金の絆」を強めていこうという呼びかけに、中国、韓国、日本の各国の

平成8年9月9日～12日

中韓日仏教友好交流会議

ソウル大会



仏教界が賛同し、我が国では、浄土門主、前全日本仏教会会長中村康隆猥下が会長を務め、各宗派、本山、諸団体、多数が参画し、平成六年に結成された。

この会の目的は、中韓日三国の仏教の交流を通じ、仏法興盛、相互理解、東アジアの平和の為に貢献し、その交流の和を拡げることとしている。

昨年、平成七年には、中国の北京にて第一

回の交流会議が開催され、日本より多くの代表団が派遣されたが、今般は昨年の会議以上の規模となり、三カ国より、約一千名以上の参加者があり、日本からも代表団、一般参加者を併せおよそ三百名以上が参加した。

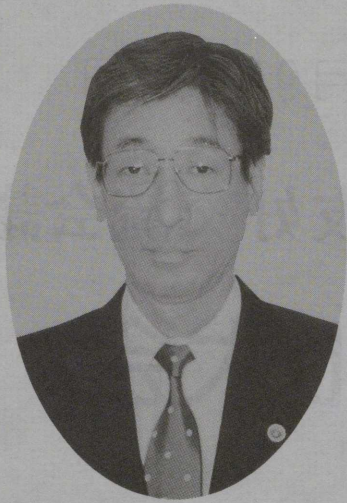
本会より、白幡憲佑理事長が日本代表団の相談役として参加し、(財)埼玉県佛教会会長・江連俊則師が基調講演を行った。

会議二日目には、ソウル市内の東国大学において、世界平和祈願法要が盛大且つ厳肅に執り行われ、三カ国それぞれの代表は、壇上にてそれぞれの国の作法に従って、祈願法要を営んだ。

三日間に亘って、「二十一世紀における韓・中・日三国仏教の使命」と題して、各国代表より熱心な討議、意見が出され、最終日には、共同宣言文「二十一世紀を先導する韓・中・日仏教の役割」が、発表された。

共同宣言の骨子は、(一)文化・芸術の交流、(二)人材交流、(三)情報交換、(四)相互間の参観訪問、(五)世界仏教徒との交流、(六)環境破壊に対する三国仏教徒の役割、(七)世界難民救済事業の協力機構の構成であった。

また、来年十月の第三回大会は日本において開催されることが採択された。三日間の会議は、文字通り三カ国の「黄金の絆」を一層堅固にするものとなった。



宗教法人法の改正と 寺院運営の留意点

全日本仏教会
顧問弁護士 長谷川 正浩

改正された、新しい「宗教法人法」が施行された。これによって、寺院の運営をどう変えていかなければならないのか。本会顧問弁護士の長谷川正浩氏に、具体的な留意点を中心にご執筆いただいた。

今年の十二月十五日に公布された改正宗教法人法は、本年九月十五日から施行された。施行を前にした九月九日と十二日の両日、都道府県知事から新たに文部大臣に所轄庁が移行した宗教法人に対し、説明会が行われた。以下この説明会に参加して気がついた、今後の寺院運営上注意しておかなければならない点を述べる。

1、備え付け書類を整備することが必要。
作成・備付書類は以下のとおりである。①寺院規則とその認証書（法人設立時からのもの全て）②役員名簿（規則に記載されている

役員全て、通常は代表役員、責任役員、法類、総代等であり世話人は記載されていない場合が多い）③財産目録④収支計算書（当分の間、一会計年度の収入額が八〇〇〇万円以下の寺院等は作成を免除され任意）⑤貸借対照表（但し任意）⑥境内建物に関する書類（財産目録に記載されているものを除く。例えば借家を境内建物にしているような場合には作成）⑦責任役員や総代等規則に定められた機関（役員等のこと）の議事に関する書類（会議を開く必要はないが持ち廻りでも議事録を作る必要がある）⑧事務処理簿⑨公益事業（幼稚園や保育園を宗教法人でやっている場合）や収益事業等を行っているときはその事業に関する書類。

右のうち③財産目録④収支計算書（以上は全日本仏教会で作成したヒナ型）⑧事務処理簿⑨公益事業等を行っているときの事業に関する書類（以上は文化庁宗務課の平成八年版宗教法人実務研修会資料掲載のヒナ型）を掲げて参考に供する。

2、これらの書類は、「信者その他の利害関係人」から閲覧請求のあった場合、閲覧することに「正当な利益」があり、請求に「不当な目的」がない限り、これを閲覧させなければならぬ。寺院等の判断により支障がない限り謄写などを認めることが適当とされる。

③ 財産目録

年度 宗教法人「〇〇寺」財産目録 (年 月 日現在)

資 産		評 価 額										摘 要
区分及び種類	数 量											
1. 特別財産												
(1) 宝 物												
(2) 什 物												
2. 基本財産												
(1) 土 地												
(2) 建 物												
(3) 有価証券												
(4) 預貯金												
3. 普通財産												
(1) 土 地												
(2) 建 物												
(3) 有価証券												
(4) 預貯金												
(5) 車 両 等												
(6) 什器備品												
(7) 図 書 金												
(8) 現 金												
4. その他												
(1) 貸付金												
(2) 前払金												
資 産 合 計												

負 債		評 価 額										摘 要
区分及び種類	数 量											
1. 借入金												
(1) 長期借入金												
(2) 短期借入金												
2. 未払金												
3. 引当金												
負 債 合 計												

正味財産(資産-負債)

全 仏
 信者その他の利害関係人とは、①檀信徒(寺院と宗教的な継続関係を保ち寺院等の財産基盤の維持形成に貢献している者)②総代、責任役員など③所属僧侶など④包括宗教法人(宗門・宗派)⑤債権者、保証人などという

とされる。第一に檀信徒名簿を充実させておく必要がある。従来型の檀家名簿(一世帯一名のもの)では不可。一世帯のうち誰が檀

信徒でだけがある。各寺院等で明確な基準を設定することが望ましい。①葬儀を依頼するかどうか。②寺院等の墓地を使用しているかどうか。③護持会費を一定期間支払っているかどうか。④法事を行っているかどうか。⑤寺の行事に参加しているかどうか。⑥月参りを依頼されているかどうか等、その寺院の実状に合った

基準をたてておく。閲覧請求があった場合には、①権利者がどのような利害関係を有する者であるか具体的に勘案して、②閲覧による内部規程がある場合にはこれに基づき、③閲覧に係わる書類ごとに、書類によってはその一部分ごとに、④寺院等が自ら正当な利益があるかどうかを判断することになる。そこで第二に、今後は閲覧請求のあった時の内規

④収支計算書

年度「〇〇寺」収支計算書

科 目	支		予 算 額 負 (A)-(B) (△)
	予 算 額(A)	決 算 額(B)	
1.寺院維持費			
公租公課			
宗派課金			
諸会費			
営繕修理費			
火災保険料			
2.寺院経営費			
会議費			
法要費			
教化費			
檀信徒接待費			
寺務費			
車両費			
教師養成費			
寄付金			
雑費			
3.人件費			
4.積立金			
5.返済金			
6.予備費			
7.本年度剰余金			
計			

を設けておくことが望ましい。総代や世話人、檀信徒、宗門、債権者等のそれぞれについて、役員名簿や財産目録等備付書類ごとに、場合によってはその書類の一部毎に、「正当利益」がある場合とそうでない場合の区分けをしておくことが望ましい。予想出来ない場合はその都度判断するしかない。「不当な目的」とは、①寺院等を誹謗中傷する資料を得る目的

(第三者への提供目的を含む)、②一般に公開してない情報を売却する目的、③恐喝等不当に財産的利益を得ようとする目的があげられているのでこれを参考にして内規を作成したい。
3 前述1に掲げた②③④⑤⑥⑨の書類(但し作成が免除されていたり任意とされていて作成していない場合を除く)の写しを会計年

年度「〇〇寺」収支計算書

科 目	入		予 算 額 負 (A)-(B) (△)
	予 算 額(A)	決 算 額(B)	
1.布施収入			
2.会費収入			
3.資産収入			
4.雑収入			
5.特別会計繰入金			
6.借入金			
7.前年度繰越金			
計			

度終了後四ヶ月以内に所轄庁に提出しなければならぬ。
4 その他の改正事項として、宗教法人審議会委員が十名以上十五名以内から、十名以上二十名以内とされたこと、一定の場合、所轄庁が寺院等に報告を求めたり質問すること等があるが、当面の寺院運営に大きな影響がないと思われるため割愛する。

⑧事務処理簿

1. 処 務 日 誌

年月日	事務区分	処 理 事 項	備 考
平7.8.1	責任役員会開催の件	開催通知送付	文書処理簿C-10頁
8.10	規則変更認証申請の件	県知事宛、規則変更認証申請書提出	文書処理簿A-5頁
9.10	登記届出の件	規則変更事項の登記を申請、同時に抄本交付申請提出	文書処理簿B-10頁

記入上の注意

- 1 法人の事務処理事項を処理順に記入する。
- 2 備考欄には、関係帳簿の種類及び頁数などを記入する。

2. 文 書 処 理 簿

整理番号	種 別	文書記号番号	発信・受信年月日	発 信 者・受 信 者	摘 要	備 考	担当者印
10	受 信	総 発 宗 第 10 号	平 7.9.1	〇 〇 県 知 事	規則変更認証書	受 42 号 綴 50 頁	㊦

⑨公益事業等を行っている時の事業に関する書類

事業に関する書類
平成 年 月 日現在

1. 名称
2. 事業所の所在地
3. 事業の内容
4. 法令による許認可等
許認可等行政庁名
許認可等年月日
5. 責任者氏名
6. 従業員数
7. 前年度の収支決算額
収支額 (益金)
支出額 (損金)
剰余金 (純利益)
8. 収益の使途

- (注)
- ア この書類は、事業ごとに作成する。
 - イ この書類は、原則として記載内容に変更があった都度新しく作成する。
 - ウ 4. は開設等につき法令により許認可等を要することとされている事業についてのみ記入する。
 - エ 5. は、事業部門の責任者を定めている場合のみ記入する。
 - オ 6. は、他と兼務で事業に従事する人数を含む。
 - カ 8. には、「翌年度へ繰越」、「一般会計へ繰入」等を記載する。

無料法律相談室

全日本仏教会では、左記の要領で、長谷川正浩弁護士による無料法律相談室を開設しています。相談内容は、寺院運営をめぐる諸問題、税務、一般民事等、ご自由ですが、現在、宗教法人法の改正に伴い、相談件数が増えています。相談をご希望される方は、必ず、電話で予約をお願いいたします。

- ◆ 日 時 毎月第二・第四木曜日午後一時～
- ◆ 場 所 明照会館(港区芝公園四一七―四)
- ◆ 予 約 全日本仏教会事務局(03-3437-9275)

WFB執行委員会

八月二十九日、バンコク市内でWFB（世界仏教徒連盟）執行委員会が開催された。本会からは、吉橋国際文化部長、深澤次長が出席した。

特に今般の執行委員会では、当初、本年の十一月一日から十日まで、韓国で開催が予定されていた、第二十回WFB大会（世界仏教徒会議）が、準備の都合で延期する旨の報告が韓国代表よりなされた。また、開催期日と場所について、十月末までに事務局あて改めて報告する旨が約束された。

負担金検討委員会

九月十三日午後二時より、明照会館会議室で、第二回負担金検討委員会が開催された。会議では各委員により活発に意見が交換され、理事長への答申案が決定された。

西山禅林寺派名宝展

九月十二日(木)より十月二十日(日)まで、東京池袋の東武美術館にて、西山禅林寺派の派祖、証空上人の七五〇年ご遠忌にちなみ、総本山

永観堂禅林寺主催による「京都・永観堂禅林寺の名宝展」が開催され、今回は二百年ぶりの寺宝「みかえり阿弥陀」像の東京出開帳をはじめ、「絹本着色山越阿弥陀図」など多くの貴重な宝物が展示されている。
十一日には開会式が行われ、本会事務総局より田中総務部長が出席した。

事務局録事

―九月―

- 三日 局内会議
- 四日 浄土宗差別戒名追善法要参列
- 五日 日宗連宗教調査特別委員会
- 六日 神戸市仏教会との協議会
- 九日 文化庁宗教法人法説明会出席
- 九日～十二日 中韓日仏教友好交流会議出席
- 十日 日宗連税制特別委員会
- 十一日 西山禅林寺派名宝展開会式出席
- 十二日 文化庁宗教法人法説明会出席
- 真言宗豊山派管長就任祝賀会出席
- 宗教法人実務研修会出席
- 十三日 負担金検討委員会
- 法律相談室
- 十七日 局内会議
- 十八日 日宗連理事会
- 二十六日 同和委員会

ルンビー委員会
法律相談室
二十七日 永平寺差別戒名追善法要参列
三十日 局内会議

1997年版

9×14cmのポケットサイズ

全仏手帳

三帰依文、四弘誓願、宗門聖日、加盟団体住所録などを収録！

定価 700円

お申し込みは…
全仏手帳係